

加西市監査公表第1号

加西市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成24年8月20日付けで提出のあったみだしの措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を、同項の規定に基づき公表する。

平成24年10月17日

加西市監査委員 小 谷 融

加西市監査委員 井 上 芳 弘

第1 請求の要旨

平成24年8月20日に提出された措置請求書及び平成24年9月18日に提出された追加証拠によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

次の支出は、加西市長（以下「市長」という。）柏原正之、中川暢三又は西村和平（以下「A」という。）と株式会社加西北条都市開発（以下「都市開発」という。）代表取締役Aとの間で結ばれた契約に従いなされたものである。

- ① 市からアスティアかさいを管理運営する都市開発への管理費、修繕積立金、駐車場負担金
- ② 地域交流センター特別清掃業務委託費
- ③ 図書館環境整備委託費
- ④ 北条町駅前交通広場等管理業務委託費
- ⑤ 市長・市議会議員選挙会場案内業務委託費
- ⑥ 県議会議員選挙会場案内業務委託費
- ⑦ 参議院議員選挙会場案内業務委託費

しかしながら、市長Aと都市開発代表取締役Aとの間で結ばれた契約は、民法第108条及び同条の類推適用に抵触すると考えられ無効である。したがって、市長Aは、上記①の平成15年度から平成24年度途中までに支出された管理費、修繕積立金及び駐車場負担金総額 588,452,372 円及び②から⑦により支出した金額の損害を市民に与えたことになる。よって、市長Aに、その全額の返還を求めるとともに、今後の支出の差し止めを求める。

第2 請求の受理

平成24年8月20日付けで請求のあった本件請求は、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条所定の要件を具備していると認め、平成24年8月28日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象期間

住民監査請求は、「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りではない。」とされている（自治法第242条第1項、第2項）。

請求人からは、上記第1の①から⑦の支出のうち当該行為があった日等から1年の請求期間を経過したものについて、具体的な事由の主張がなされていない。これらの支出は、加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）による公開請求を行えば、当該行為があった日から1年を経過する日前にその事実を知ることができる状況にあった。したがって、1年の請求期間を経過したことに「正当

な理由」があるとは認められない。

よって、上記第1の①から⑦のうち平成23年8月20日以降の支出について監査対象とした。したがって、平成23年8月19日以前に支出されている上記第1の⑤市長・市議会議員選挙会場案内業務委託費、⑥県議会議員選挙会場案内業務委託費、⑦参議院議員選挙会場案内業務委託費は、監査対象事項には該当しない。

2 市長Aと都市開発代表取締役Aとの契約に該当しないもの

上記第1の①のうち管理費及び修繕積立金の金額については、建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第3条に基づき当然に設置される区分所有者の団体である管理組合の総会（区分所有法第34条）において決定されたものである。

区分所有者である市は、管理費及び修繕積立金について、総会で設定されたアスティアかさい管理規約（以下「管理規約」という。）第23条に従い、管理組合に納入することになる。管理組合の業務を統括するのは管理組合の理事長であり（管理規約第37条）、また、管理組合の理事長は市長とは別の人物である。

管理規約第23条では、管理費及び修繕積立金は「管理組合に納入しなければならない。」とされているが、管理規約第32条及び第33条により管理費及び修繕積立金の徴収業務は都市開発に委託されているため、市は管理費及び修繕積立金を都市開発に支払っているものである。

よって、上記第1の①のうち管理費及び修繕積立金の支出については、市長Aと都市開発代表取締役Aとの契約にはならないことから、監査対象事項には該当しない。

なお、請求人の陳述において、管理費及び修繕積立金に関する契約書があるのではないかと主張があったが、管理費及び修繕積立金の金額は、上記のとおり区分所有者の団体である管理組合の総会において決定され、かつ、総会で設定された管理規約に従い支出されたものである。したがって、市と管理組合又は都市開発とで締結された管理費及び修繕積立金に関する契約書は存在しない。

3 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項、措置請求書に添付された事実証明書、請求人の陳述内容、上記1及び2から、監査対象事項を次のとおりとする。

- ① 市からアスティアかさいを管理運営する都市開発への駐車場負担金（平成23年8月25日以降の支出に係るもの）
- ② 地域交流センター特別清掃業務委託（平成23年度及び平成24年度の委託契約に係るもの）
- ③ 図書館環境整備委託（平成23年度及び平成24年度の委託契約に係るもの）
- ④ 北条町駅前交通広場等管理業務委託（平成23年度及び平成24年度の委託契約に係るもの）

4 監査の実施方法

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成24年9月6日に追加証拠の提出及び陳述の、平成24年9月18日に追加証拠の提出の機会を与えた。

(2) 監査対象部局

本件措置請求は、アスティアかさい管理組合（以下「管理組合」という。）及び都市開発に関連する支出についての返還と今後の支出の差し止めを求めていることから、当該支出を担当しているふるさと創造部ふるさと創造課、都市整備部施設管理課、図書館及び都市開発を所管する地域振興部商工観光課を監査対象部局とし、説明聴取及び関係書類の調査を行った。

(3) 調査の方法

請求人から提出された関係書類、請求人の陳述を検討するとともに、関係書類等の照合及び平成24年9月6日、同24日及び27日に関係職員からの事情聴取を行った。

5 監査の期間

平成24年8月28日から平成24年10月15日まで

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 駐車場負担金について

都市開発は、駐車場の区分所有者及び屋外駐車場の地権者から駐車場を借り受け、それを区分所有者又は区分所有者の賃借人に対し有償で使用させ、維持管理している。維持管理費用については、都市開発と区分所有者又は区分所有者の賃借人との協定に基づき、駐車場負担金として支払われている。区分所有者である市も都市開発と駐車場負担金について協定を締結しているが、協定の締結者は、市長Aと都市開発代表取締役Aである。

一方、当該負担金額は、アスティアかさい完成前に、市、都市開発、核店舗の区分所有者及び北条駅周辺地区市街地再開発組合が構成員となった管理委員会によって検討し、アスティアかさい完成後、管理組合の設立総会にて区分所有者の合意を得て決定されたものである。また、各区分所有者の負担する専有部分（区分所有法第2条）1㎡あたりの駐車場負担金額は、同額である。

なお、北条駅周辺地区市街地再開発組合は、北条駅周辺地区第一種市街地再開発事業（以下「再開発事業」という。）に伴い設立されたものであり、主に、アスティアかさい完成後の区分所有者により構成されていたものである。当該市街地再開発組合は、再開発事業の完成に伴い解散した。

(2) 地域交流センター特別清掃業務委託について

市の専有部分である地域交流センターにおける床、窓等の清掃業務についての委託契約である。当該委託契約の契約者は、市長Aと都市開発代表取締役Aである。

当該委託契約は、自治法第234条、地方自治法施行令（以下「自治法施行令」という。）第167条の2第1項第1号及び加西市財務規則第109条に基づく随意契約（規則で定める額を超えないもの）であるが、三者から見積りを取り、最も低い金額を提示した都市開発を委託先として選定している。

(3) 図書館環境整備委託について

市の専有部分である図書館における床、窓等の清掃業務についての委託契約である。当該委託契約の契約者は、市長Aと都市開発代表取締役Aである。

当該委託契約は、指名競争入札により委託先として都市開発を選定している。

(4) 北条町駅前交通広場等管理業務委託について

北条町駅前に設置されたエレベーターの点検管理及びアスティアかさい周辺の散策路の管理についての委託契約である。当該委託契約の契約者は、市長Aと都市開発代表取締役Aである。

当該委託契約は、自治法第234条、自治法施行令第167条の2第1項第6号、平成18年12月16日付通達第7号「随意契約の範囲について」及び平成24年1月18日付通達第1号「随意契約の範囲について」に基づく随意契約（入札に付することが不利と認められるとき）である。

2 監査委員の判断

(1) 民法第108条の趣旨について

本条は、いわゆる自己契約と双方代理を原則として禁止する規定である。本条の趣旨は、代理人の利益において本人の不利益をもたらす行為を禁止するところにある。すなわち、本人に不利益をもたらさない行為は本条の禁ずるところではなく、例外的に許容される。例外的に許容される場合として、本条ただし書において、債務の履行と本人があらかじめ許諾した行為を挙げている。

(2) 本件に係る市の主張

市は、駐車場負担金について、①「利益相反行為は存在しない。」、さらに②「再開発事業の趣旨やアスティアかさいの区分所有者となり地域交流センター及び図書館を開設した経緯から判断すると、市は、将来にわたって、駐車場負担金を含めた区分所有者として負担すべき費用を負担する確定的な意思表示をしており、当該費用の支払いは履行すべき債務である。つまり、将来にわたって債務の履行の意思表示がなされていると解されるため、民法第108条ただ

し書の債務の履行に該当する。」と主張している。

しかし、市長Aと都市開発代表取締役Aという同一人が、市及び都市開発を代表しての協定である以上、駐車場負担金の協定時の設定金額によっては、本人である市に不利益をもたらす可能性は否定できない。また、仮に将来にわたって債務の履行の意思表示がなされているとしても、民法第108条ただし書に該当するとはいえない。

(3) 上記第3の3①から④の契約による市の不利益の有無

ア 駐車場負担金について

第4の1(1)のとおり、駐車場負担金の金額は、市、都市開発、核店舗の区分所有者及び北条駅周辺地区市街地再開発組合が構成員となった管理委員会によって検討し、管理組合の設立総会にて区分所有者の合意を得て決定されたものであり、また、各区分所有者の負担する専有部分1㎡あたりの金額は同額である。したがって、当該駐車場負担金の金額は合理的なものであり、市に不利益があったとはいえない。

イ 地域交流センター特別清掃業務委託について

第4の1(2)のとおり、当該委託契約は、自治法第234条、自治法施行令第167条の2第1項第1号及び加西市財務規則第109条に基づき随意契約をし、三者から見積りを取り、最も低い金額を提示した都市開発を委託先として選定している。したがって、当該委託契約金額は合理的なものであり、市に不利益があったとはいえない。

ウ 図書館環境整備委託について

第4の1(3)のとおり、当該委託契約は、指名競争入札により委託先として都市開発を選定している。したがって、当該委託契約金額は合理的なものであり、市に不利益があったとはいえない。

エ 北条町駅前交通広場等管理業務委託について

第4の1(4)のとおり、当該委託契約は、自治法第234条、自治法施行令第167条の2第1項第6号、平成18年12月16日付通達第7号「随意契約の範囲について」及び平成24年1月18日付通達第1号「随意契約の範囲について」に基づく随意契約である。

委託業務の対象であるエレベーター及び散策路は、再開発事業の一環として整備され、アスティアかさいと隣接している。そのため、アスティアかさいの管理業務の委託を管理組合から受けている都市開発に、当該エレベーター及び散策路を一体管理することを委託したものである。したがって、当該委託契約およびその金額は合理的なものであり、市に不利益があったとはいえない。

第5 結論

監査対象である上記第３の３①から④の契約については、以上のことから、市に不利益があったとは認められない。

したがって、市長Ａがこれらの契約により市民に損害を与えたとする請求人の主張には理由がなく、措置の必要性を認めない。

また、これらの契約が民法第１０８条及び同条の類推適用に抵触すると考えられ無効であるとの主張については、市に不利益があったとは認められないことから、検討する必要があると判断した。

なお、これらの契約に基づく支出については、形式的には民法第１０８条に抵触するともとれる。市長は、これを避けるため、自治法第１５３条第１項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を副市長等補助機関である職員に委任、又は臨時に代理させることとし、形式的にも民法第１０８条に抵触しないように対処されたい。